

(公表用)

## 質問・回答書

委託名：長野市営住宅犀南団地建替基本計画策定支援及び民間活力の導入可能性調査業務委託

本プロポーザルの実施（実施要領の内容）に関する質問については、次のとおり回答します。

No.	該当ページ	質問事項	回答
1	2	第6（2）ウ「長野市役所で行う定例会議等に参加できる者」とありますが、「定例会議等」とは具体的に何を指すかご教示願います。本業務にて行う業務打合せや会議・説明会を指すとの理解でよろしいでしょうか。	定例会議等は、本業務にて行う業務打合せや会議を指します。 説明会は、仕様書 第二章 業務内容 第1 基本計画（3）に示す、近隣住民や入居者への説明を指します。
2	3	当法人では、南ブロックで計画されている余剰地の活用について、PPP/PFI事業としての活用を検討しております。 現在、近隣住民の方々とも協議を行いながら、新たな計画の検討を進めているところです。 つきましては、当該計画を進めるにあたり、今回の公募型プロポーザルに応募する必要があるのか、あるいは南ブロックの余剰地については、今後あらためて公募が実施される予定なのかをご教示いただけますでしょうか。	南ブロック余剰地の取り扱いは、今後、全庁的な検討を進めることとしており、民間活力を活用するか、現在は未定となっております。 今回の公募型プロポーザルへの応募の必要性については、ご回答できかねます。
3	3	第6（3）イにおける一級建築士、技術士又はRCCMの資格要件について、試験合格済で現在登録手続きを行っている者についても、例えば契約締結までに登録証を追加提出することなどにより資格要件を満たすものとしてお認めいただけないでしょうか。	参加申請書等の提出時に資格要件を満たしている必要があります。
4	4	第8（1）オについて、「同種・類似業務の実績がわかる資料」はテクリス登録や業務委託契約書の鑑等の提出を想定されていますでしょうか。 また、A 4縦5枚以内とのご指定がありますが、同種・類似実績が6件以上ある場合は5枚を超過しても問題ないか、それとも同種・類似性が高い主要実績5件について資料を添付すべきかご教示ください。	契約の事実の確認及び業務の適切な履行の確認を目的としているため、業務委託契約書や検査合格書、テクリス登録内容確認書等の写しを想定しています。 写し等については、文字の判別ができる程度に縮尺を変更することも可とします。 枚数は5枚以内が厳守となりますが、両面印刷を可としております。

5	4	<p>「第8 参加申請書等(1)提出書類オ同種・類似業務の実績がわかる資料」について、プロジェクト名、概要及びテクリス登録番号を取りまとめたものでよろしいでしょうか。もしくは契約書等の添付が必要でしょうか。</p>	<p>契約の事実の確認及び業務の適切な履行の確認を目的としているため、業務委託契約書や検査合格書、テクリス登録内容確認書等の写しを想定しています。テクリス登録での提出の場合、テクリス登録番号のみではなく、登録確認書の提出もお願いいたします。</p> <p>写し等については、文字の判別ができる程度に縮尺を変更することも可とします。</p>
6	4	<p>エ・オで求められる同種・類似業務の実績について、エでは、該当する実績の「業務名」、「発注者」、「発注年度」を示し、オについてはエで示した該当実績について上記に加えて「業務の内容」、「受注金額」、「業務期間」を示したいと考えております。</p> <p>上記内容で、実績確認が可能か、その他貴市で想定されている、実績確認のための記載事項があればご教示ください。</p>	<p>第8（1）エについては、過去実績案件を端的にまとめたものを想定しています。</p> <p>オについては、契約の事実の確認及び業務の適切な履行の確認を目的としているため、業務委託契約書や検査合格書、テクリス登録内容確認書等の写しを想定しています。</p> <p>写し等については、文字の判別ができる程度に縮尺を変更することも可とします。</p>
7	4	<p>第8（1）エ「過去における同種・類似業務の実績」オ「同種・類似業務の実績がわかる資料」カ「当該業務の実施体制、作業主任者等の経歴及び実績等調書」は、同種・類似業務であるかの判断に資する「テクリス登録内容等」を添付することでよいでしょうか。</p> <p>またエ・オ・カの項目について実績の根拠となる資料が必要でしょうか。</p> <p>エ「過去における同種・類似業務の実績」との記載内容の区別の考え方と併せてご教示願います。</p>	<p>第8（1）エについては、過去実績案件を端的にまとめたものを想定しています。</p> <p>オについては、契約の事実の確認及び業務の適切な履行の確認を目的としているため、業務委託契約書や検査合格書、テクリス登録内容確認書等の写しを想定しています。</p> <p>カの作業主任者等の実績については、第6（3）オで、少なくとも1人の業務経験者を求めていますので、テクリス登録内容確認書等、実績を確認ができる書類が必要になります。</p> <p>写し等については、文字の判別ができる程度に縮尺を変更することも可とします。</p>
8	4	<p>第8（1）エ「過去における同種・類似業務の実績」及びオ「同種・類似業務の実績がわかる資料」については、別紙「評価基準等」に示す実績要件を満たす1件を会社実績として記載することでよいでしょうか。</p> <p>評価基準等における「同種・類似業務の実績（配点10点）」は会社実績としての評価件数により評価点が変わる場合、実績件数の上限についてご教示ください。</p>	<p>第8（1）エ、オに記載する件数は、過去10年の実績で上限を10件とします。</p> <p>なお、公営住宅に関する業務を優先してください。</p>

9	4	<p>第8(1)カ「当該業務の実施体制、作業主任者等の経歴及び実績等調書」において、担当技術者の記載人数の上限はあるでしょうか。</p>	<p>記載人数の上限はありません。</p>
10	4	<p>第8(1)カ「当該業務の実施体制、作業主任者等の経歴及び実績等調書」の記載内容をもとに評価基準等における「担当者評価(配点10点)」が評価されるとの理解でよいでしょうか。また、評価基準において、「公営住宅のPPP/PFIに係る事業の実績」とありますが、「同種・類似業務」と同様に、公営住宅以外の「民間活力(PFI)の導入可能性調査業務または、PFIによる事業受注者決定に伴う支援(アドバイザー)業務」も評価対象に含まれるでしょうか。</p>	<p>評価基準等「担当者評価」は、第8(1)カ「当該業務の実施体制、作業主任者等の経歴及び実績等調書」をもとに審査します。</p> <p>また、公営住宅以外の実績も評価対象に含まれます。</p>
11	4	<p>第10(1)エ「その他当該業務に必要な事項」とは何を指しますでしょうか。業務仕様書にない独自提案を求めているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>独自の提案や企画提案書の11枚目となるような評価につながるものは想定していません。</p> <p>例として、企画提案書内で参加者独自の専門用語や略語を使用し、その説明に企画提案書のスペースを使ってしまうような場合に使用するなど、補足の説明としての使用を想定しています。</p>
12	4	<p>(提案書類及び提出方法)第10(1)提案書類(ア業務工程表、イ当該業務に対する企画提案書、ウ見積書及び見積額の積算根拠等、エその他当該業務に必要な事項)については社名の記載は控えた方が良いでしょう。</p> <p>(提案書類及び提出方法)第10(3)提出部数 正本1部、副本11部と記載されておりますが、正本・副本全てに社名を記載すべきでしょうか。それとも正本だけに社名を記載すれば問題ないでしょうか。</p>	<p>参加者の社名の記載については、下記のとおりです。</p> <p>「参加申請書等」については、様式1, 2, 3, 4-1, 4-2です。</p> <p>「企画提案書等」については、正本のみの記載としてください。</p>
13	4	<p>参加申請書等及び企画提案書等については、全て参加者の名称(会社名)の記載は可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>参加者の社名の記載については、下記のとおりです。</p> <p>「参加申請書等」については、様式1, 2, 3, 4-1, 4-2です。</p> <p>「企画提案書等」については、正本のみの記載としてください。</p>

14	4	<p>業務工程表についても、様式等の定めはなく提案者任意の形式で作成して良いでしょうか。</p> <p>想定としては、仕様書 様式3を基本形として加工し、A3 で作成したいと考えております。</p>	<p>第10（1）ア業務工程表については、任意書式となります。</p> <p>仕様書 様式3をもとにした作成も可となります。</p>
15	4	<p>第8及び第10において提出書類の枚数制限が個別に規定されていますが、この枚数は全てページ数を表すと理解してよろしいでしょうか。それとも、1枚＝両面印刷2ページという意味でしょうか。</p>	<p>両面印刷を可としていますので、1枚＝2ページとお考えください。</p>
16	4	<p>A4 10枚以内」、「A4 1枚以内」とありますが、ページ数換算では、両面使用で以下の通りと考えて良いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イ「A4 10枚以内」＝20P</li> <li>・エ「A4 1枚以内」＝2P</li> </ul>	<p>両面印刷を可としていますので、1枚＝2ページとお考えください。</p>
17	5	<p>A3の利用も可とありますが、A3 1枚＝A4 何枚相当の取り扱いになりますでしょうか。</p>	<p>第11（3）ア その他留意事項 A3 1枚＝A4 1枚です、A4サイズでの資料作成が原則となります。</p> <p>A4 サイズでは文字、図や表などが判別できなくなってしまう場合などに限ります。</p> <p>A4 サイズの段組を不可としているように、A3 サイズで段組のようなレイアウト構成は不可とします。</p>
18	5	<p>第12（2）より、提案内容の審査にあたっては、「企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを基に、（中略）において審査する。」とありますが、別紙（評価基準等）における「1. 書類審査」の評価対象には、参加申請書（特に、第8（1）エ～カ）は含まれるでしょうか。</p>	<p>「1. 書類審査」の審査対象は、第8（1）エ～カをもとに審査します。</p>
19	6	<p>第12(2)オについて、選定対象事業者は別表に示された「1. 書類審査」と「2. 提案内容審査」の合計100点満点で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、「1. 書類審査」の30点は参加資格審査のみに用い、選定対象事業者の評価は「2. 提案内容審査」の70点満点で実施されるのでしょうか。</p> <p>なお、前者の理解が正の場合、「1. 書類審査」は第8(1)ア～カに示された</p>	<p>選定対象者事業者の評価は、「1. 書類審査」と「2. 提案内容審査」の合計100点満点となります。</p> <p>また、評価は、「1. 書類審査」は第8（1）エ～カをもとに、「2. 提案内容審査」は、第10（1）ア～エの企画提案書、プレゼンテーション及び価格をもとに審査いたします。</p>

		<p>参加申請書等も審査対象となるのか、あくまで第 10(1)ア～エに示された企画提案書等のみが審査対象となるのかご教示ください。後者の場合、同種・類似業務の実績や業務実施体制、保有資格等について再度企画提案書内に盛り込む必要があると認識しております。</p>	
20	6	<p>質問 No. 5 に関連して、プレゼンテーションにおいて作成するパワーポイント等には、第 10(1)ア～エに示された企画提案書等に加えて第 8 (1)ア～カに示された参加申請書等の内容を盛り込んで差支えないでしょうか。</p>	<p>差支えありませんが、社名や社名を連想させる類の情報を入れることは不可とします。</p> <p>また、第 12 (2) アに記載のとおり、提出書類にない提案を新たに盛り込み説明することはできません。</p>